

5 川 監 公 第 4 号

令和5年7月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年10月11日付け4川監公第9号で公表した監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

5 川総コ第 1 2 号

令和 5 年 4 月 2 8 日

川崎市監査委員 大村 研一 様

同 植村 京子 様

同 浅野 文直 様

同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 4 年 1 0 月 1 1 日付け 4 川監報第 4 号で報告の提出がありました監査の結果
に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和4年度第1回定期（工事）監査結果に対する措置状況

（1）産業廃棄物処理の施工管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、既存のバックネットの補修を行うものである。

このうち、廃棄物の処理についてみたところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）によると、撤去に伴い発生するコンクリート殻等は、産業廃棄物に該当するため、請負者はそれを適正に処理しなければならない。また、環境省が定める建設廃棄物処理指針によると、工事において発生する産業廃棄物について、監督員は、適正に処理されたことを確認しなければならない。

しかしながら、請負者は、産業廃棄物の中間処理において、処分を委託することとしたが、委託契約が必要なところ委託契約を結ばずに処分を行わせており、監督員は、請負者が適正に産業廃棄物を処分しているかどうかを確認できていなかった。

産業廃棄物処理の施工管理に当たり、監督員は、関係法令等を遵守し、処理状況を適切に確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、産業廃棄物の適正処理等に関する局内研修を実施するとともに、同研修の内容を課内会議において共有しました。また、局内の技術職員を対象とした指摘事項に関するeラーニング研修を実施し、職員に対し周知・再発防止の徹底を図りました。

今後は、適切な廃棄物処理の施工管理に努めます。

（工事番号14）（建設緑政局緑政部みどりの保全整備課多摩川管理事務所）

（2）掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（切廻し道路）工事は、切廻し道路等を築造するものであり、東扇島堀込部排水管移設（その2）工事は、排水管を移設するものである。ほか3件の工事は、道路照明灯を更新するものである。

これらの工事において、掘削時の安全対策についてみたところ、建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編によると、地盤を掘削する場合においては、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとされているが、掘削の深さが1.5メートルを超えているにもかかわらず、土留工による安全対策が施されていなかった。

監督員は、掘削の深さが1.5メートルを超える工事現場の状況を把握していたが、土留工について、請負者との協議を適切に行っておらず、請負者に対して指示が遅れたものと工事全体に対して指示を十分に行えていなかったものがあつた。

掘削時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、請負者と必要な協議を行うとともに、請負者に対して安全管理の徹底について指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、担当職員を対象にした会議などにより、措置内容についての周知、再発防止を行いました。

今後は、工事発注時において設計図書に掘削に関する内容を記載する、現場着手前の会議において請負者が作成した施工計画書を適切に確認するなどし、掘削時の安全に関する施工管理を適正に行うよう努めます。

（工事番号17、20）（建設緑政局道路河川整備部施設維持課）

（工事番号23）（建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所）

（工事番号28）（建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所）

(工事番号37) (港湾局川崎港管理センター整備課)

(3) コンクリート工事の施工管理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、既存道路舗装等の改良及び地下機械式駐輪場の新たな整備を行うものである。

このうち、コンクリートの品質管理のために行う圧縮強度試験についてみると、川崎市土木工事施工管理基準（以下「施工管理基準」という。）に定める川崎市土木工事試験実施要領（以下「試験実施要領」という。）によると、圧縮強度試験は、公的試験機関において実施しなければならないとされているが、それ以外の機関で行われていた。

これは、施工管理基準及び試験実施要領の内容について、監督員の確認不足によるものである。

コンクリート工事の施工管理に当たり、監督員は、品質管理が適切に行われるよう関係基準等の内容を十分に確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、同様な事象が発生しないよう、当事務所の職員全員に周知徹底しました。

また、他の設計関係部署へ情報共有を図るため、指摘事項に関するeラーニング研修による周知を行い、再発防止に努めるとともに、品質管理試験について、公的な試験機関以外でも試験が実施できるよう、建設緑政局発注の土木工事の品質管理試験について定める「川崎市土木工事試験実施要領」の見直しを行い令和5年4月1日から施行しました。

今後は、コンクリート工事の品質管理に関する適切な施工管理に努めます。

(工事番号22) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

(4) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 工事設計要領書の改訂等を適切に行うべきもの

工事設計要領書（環境局施設部）の改訂及び運用が適切に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、工事設計要領書を改訂するとともに、工事設計要領書の課内説明会を実施し、周知徹底を図りました。

今後は、工事費の積算を適正に行うよう努めます。

（工事番号1）（環境局施設部施設建設課）

（工事番号2）（環境局施設部施設整備課）

イ 積算内容の確認を十分に行うべきもの

工事費の積算における共通費の算定に誤りがあつた事例

[措置内容]

指摘事項については、設計図書作成チェックシートに指摘項目を追加するとともに、工事設計要領書の課内説明会を実施し周知徹底を図りました。

今後は、工事費の積算を適正に行うよう努めます。

（工事番号6）（環境局施設部施設整備課）

ウ 廃棄物の処理について施工管理を適切に行うべきもの

廃棄物を請負者の責任において適正に処理させていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、課内会議において産業廃棄物の適正処理について情報共有し、周知徹底を行いました。

今後は、適切な廃棄物処理の施工管理に努めます。

(工事番号 8) (建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

(工事番号 4 6) (港湾局川崎港管理センター整備課)

エ 高所作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

高所作業時の墜落防止措置の徹底がなされていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、労働安全衛生規則の内容について、課内会議において周知徹底し、再確認しました。また、所内勉強会において、高さが 2 メートル以上の箇所では作業床及び墜落制止用器具を使用する旨を関係職員に周知するとともに、指摘事項に関する e ラーニング研修により、他の設計関係部署との情報共有や職員の知識・技術の向上を図りました。

今後は、適切な施工管理に努めます。

(工事番号 2 5) (建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

オ 積算内容の確認を十分に行うべきもの

土留工の積算に当たり、資材の賃料等を一部計上していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、所内勉強会を開催し、土留工の積算について積算基準書を用いて基本的な構造や計上すべき項目等の再確認を行うことにより周知徹底を図りました。

今後は、適正な設計・積算に努めます。

(工事番号 2 6) (建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

カ 工期延期に係る手続きを適切に行うべきもの

書面による工期延期に係る指示を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、課内会議において、工期延期に必要な手続に関する説明を行うとともに、監督員を務める職員に対し、個別に内容及び事故の未然防止に努めるよう周知しました。

今後は、工期延期に係る手続きを適切に行うよう努めます。

(工事番号 38) (港湾局川崎港管理センター整備課)